

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

なお、議会事務局の政務活動費交付金及び選挙管理委員会事務局の選挙公営負担金の監査において、太田眞奈美監査委員は、同法199条の2の規定により除斥しました。

令和3年7月1日

寒川町監査委員 北村美仁
同 太田眞奈美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和3年5月13日から令和3年5月31日まで

3 監査の対象部課等

議会事務局
都市建設部 道路課
選挙管理委員会事務局

4 監査の対象

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の着眼点（評価項目）

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査の結果

【議会事務局】

令和2年度に係る財務事務執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【都市建設部 道路課】

令和2年度に係る財務事務執行については、一部の財務事務における留意事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【選挙管理委員会事務局】

令和2年度に係る財務事務執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 監査の結果に関する意見

【議会事務局】

(1) 議員健康診断委託経費について

議員の健康の保持・増進を目的に健康診断を実施しているが、健康診断をより効果的なものとするために、健診後の状況把握に努められたい。

また国民健康保険特定健診の活用や町の様々な検診を活用するなど、今後の健康診断の在り方についても検討されたい。

(2) 開かれた議会の推進について

議会のインターネット中継の進化や配信スピードの向上など、デジタル化の推進とともに開かれた議会に向け、さらに検討を進められたい。

【都市建設部 道路課】

(1) 前回の定期監査の結果を踏まえ、改善状況を見ると、庶務事務や財産管理事務については改善が確認されたが、財務に関する事務において不適切な事務処理が前回より多く見られた。

その原因としては、関係法令や制度等の認識不足をはじめ、単純な事務処理誤りやチェック体制の不備などが掲げられると考えられるが、財務事務を適切に執行していくためには関連法令や各事務マニュアルに対する職員の知識の習得と正しい理解が不可欠である。

統括する関係課には職員一人ひとりの資質の向上に向けた財務事務研修などの取り組みをお願いしているが、道路課においても組織として事務における一定の水準を確保し、体制の構築に向けて取り組まれることを強く要望する。

【選挙管理委員会事務局】

(1) 公費負担について

公費負担については、ポスター等を公費負担の上限で契約しているものが散見された。また、業者によって単価もまちまちであった。

こうしたことから「公費負担のしおり」に公費負担限度額はあくまでも公費負担する上限を示したもので、公金による支出であることから、できるだけ経済性、効率性について配慮を求める内容を記載するとともに、さらに候補者への啓発に努められたい。

(2) 若年層に対する選挙啓発について

町選挙管理委員会は、町明るい選挙推進協議会に補助金を交付し、啓発活動を行っているが、例年実施している小・中学生を中心とした選挙啓発作品の募集や出前授業は、昨年度はコロナウイルス感染症対策のため中止となった。

児童・生徒を通じて投票率の低い子育て世帯などにも関心を持ってもらうことは重要であり、今後も学校と連携を深め、児童・生徒に具体的で分かりやすい内容となるよう工夫し、効果的な啓発活動に努められたい。